

令和3年(行ウ)第277号 行政処分取消請求事件

原 告 フロントラインプレス合同会社

被 告 国(処分行政庁 運輸安全委員会事務局長)

準備書面(2)

令和4年1月20日

東京地方裁判所民事第2部Ae係 御中

被告指定代理人

竹 蓋 春 香



宮 川 和 大



渡 部 辰 博



小 坂 真 広



松 澤 寛



第1 請求の趣旨に対する答弁（本案前の答弁）	4
第2 本案前の答弁の理由	4
1 本件決定の変更に至る経緯	4
2 本件新決定により本件訴えは訴えの利益を欠くに至ったこと	4
第3 情報公開法5条1号及び2号の意義及び趣旨並びに判断枠組みについて	5
1 情報公開法5条1号について	5
(1) 情報公開法5条1号の意義及び趣旨	5
(2) 情報公開法5条1号ただし書該当性の意義及び趣旨等	6
2 情報公開法5条2号イについて	7
(1) 情報公開法5条2号イの意義及び趣旨	7
(2) 情報公開法5条2号イ所定の「おそれ」の判断枠組み	8
第4 本件新決定は適法であること	10
1 本件新決定後の予想される争点	10
2 本件新不開示文書に含まれる資料や記録等の類型について	10
(1) 口述を含む本件事故の関係者からの聴取事項に関する資料（類型①の資料）	10
(2) 事故に関する事実情報に関する資料（類型②の資料）	10
(3) 試験研究及び解析に関する資料（類型③の資料）	11
(4) 海事部会審議に関する資料（類型④の資料）	11
3 類型①の資料について	11
(1) 本件対象文書①のうち類型①の資料に記載されている事項	11
(2) 情報公開法5条5号に該当すること	12
(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること	13
(4) 情報公開法5条1号に該当すること	15
4 類型②の資料について	16

(1) 本件対象文書①のうち類型②の資料に記載されている事項	16
(2) 情報公開法5条5号に該当すること	16
(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること	18
(4) 情報公開法5条1号に該当すること	20
(5) 情報公開法5条2号イに該当すること	20
5 類型③の資料について	21
(1) 本件対象文書①のうち類型③の資料に記載されている事項	21
(2) 情報公開法5条5号に該当すること	22
(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること	24
6 類型④の資料について	25
(1) 本件対象文書①のうち類型④の資料に記載されている事項	25
(2) 情報公開法5条5号に該当すること	26
(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること	27
7 小括	29

被告は、本準備書面において、処分行政庁において令和4年1月6日付けで行った一部開示決定（以下「本件新決定」といい、令和2年2月26日付けで行った決定を「本件決定」という。）を踏まえて、答弁書において了請求の趣旨に対する答弁を変更し（後記第1）、本案前の答弁の理由（後記第2）を述べた上で、情報公開法5条1号及び2号の意義、趣旨及び判断枠組みを述べるとともに（後記第3）、本件各対象文書に含まれる資料を類型化した上で、本件新決定が適法であることについて主張する（後記第4）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるものほか、従前の例による。

第1 請求の趣旨に対する答弁（本案前の答弁）

被告は、請求の趣旨に対する答弁を次のとおり変更する。

- 1 本件訴えを却下する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 本件決定の変更に至る経緯

(1) 運輸安全委員会事務局長は、原告に対し、令和4年1月6日付けで、本件決定を取り消し、本件対象文書②の一部を新たに開示する本件新決定を行った（乙8の1、乙8の2）。

(2) 運輸安全委員会事務局長は、原告に対し、令和4年1月6日付けで、本件新決定を通知し、原告は、同月7日にこれを受領した（乙9）。

2 本件新決定により本件訴えは訴えの利益を欠くに至ったこと

行政処分については、処分の効果がなくなった後、当該処分を受けた者がその取消しを求める利益は原則として失われ、当該処分を受けた者がなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する場合に限り、例外的に取消しを求め

る訴えの利益は失われないと解される（行政事件訴訟法9条1項括弧書き参照）。

本件において、運輸安全委員会事務局長は、上記1のとおり、本件新決定により本件決定全部を取り消し、本件対象文書②の一部を新たに原告に開示した。その結果、本件決定の不開示部分の取消しを求める本件訴えは、取消しの対象となる不開示決定自体が存在せず、訴えの利益は失われたというべきである（最高裁平成15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387ページ参照）。

したがって、本件決定の不開示部分の取消しを求める本件訴えは、不適法なものであるから、却下されるべきである。

原告は、本件新決定の不開示部分の取消訴訟に訴えを変更することが予想されるため、以下、本件新決定の適法性につき詳述する。

第3 情報公開法5条1号及び2号の意義及び趣旨並びに判断枠組みについて

情報公開法5条5号及び6号の趣旨や具体的な判断枠組みについては、被告の令和3年11月8日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）第5ないし第7（14ないし26ページ）で既に述べたとおりであるが、以下においては、本件新決定を受けて、情報公開法5条1号及び2号の意義、趣旨及び判断枠組みについて述べる。

1 情報公開法5条1号について

（1）情報公開法5条1号の意義及び趣旨

ア 情報公開法5条1号本文は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、原則

として不開示とする旨規定している。

これは、特定の個人が識別され得る情報を開示すると、一般に、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあり、また、たとえ個人が識別され得ない情報であっても、それを開示することが個人の権利利益を害することがあり得るという考え方に基づき、個人の権利利益の十分な保護を図るために、これらの情報について原則として不開示とすることを定めたものである（乙10・詳解情報公開法467及び468ページ、乙11・新情報公開法の逐条解説72ページ）。

イ 情報公開法5条1号本文の個人の権利利益の十分な保護を図るという趣旨に照らすと、同号本文にいう「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般、すなわち、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断及び評価等の全ての情報が含まれるものと解するのが相当である（乙10・詳解情報公開法45ページ。なお、東京地裁平成16年12月1日判決（LLI/DB 判例秘書登載。乙12）、その控訴審である東京高裁平成17年4月26日判決（LLI/DB 判例秘書登載。乙13）も同旨の判示をしている。）。

また、照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報のみならず、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解されている（乙10・詳解情報公開法46及び47ページ）。

（2）情報公開法5条1号ただし書該当性の意義及び趣旨等

情報公開法5条1号本文は、当該情報が「個人に関する情報（括弧内省略）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（括弧内省略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する

おそれがあるもの」に該当する場合については、原則として当該情報は不開示とするとした上で、同号ただし書において、「ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定して、当該情報が同号ただし書いないしハに掲げる情報に該当する場合については、例外的に当該情報は同号の不開示情報から除外されると規定している。その趣旨は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用した一方で、その結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになるため、公知の情報等、個人に関する情報の不開示情報から除外されるべきものを限定列挙した点にある（乙10・詳解情報公開法45ページ）。このような同号本文とただし書の規定の仕方及び同号の趣旨に照らすと、同号ただし書は、同号本文により原則として不開示とされる情報から除外される情報を例外的に定めた規定であり、開示請求者（原告）において、その例外となる法律要件の適用を求めるべき規定であるというべきである。

したがって、同号ただし書の該当性については、開示請求者（原告）がその主張立証責任を負うものと解すべきである（大阪地裁平成19年6月29日判決・判例タイムズ1258号171ページ参照。確定）。

2 情報公開法5条2号イについて

(1) 情報公開法5条2号イの意義及び趣旨

情報公開法5条2号イは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示とする旨を規定している。

これは、法人等に関する情報には、営業秘密等、開示すると当該法人等の権利利益を害するおそれのあるものがあるが、原則として法人等が有する正当な権利利益は、開示することにより害されるべきではないとの考え方に基

づき規定されたものであって、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の特別の考慮の必要性等、それぞれの法人等及び情報の性格に応じて、的確に判断されるべきであると解されている（乙10・詳解情報公開法472及び473ページ）。

なお、上記の「競争上の地位」とは「法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指」し、「その他正当な利益」とは「ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むもの」と解されている（乙10・詳解情報公開法56ページ）。

（2）情報公開法5条2号イ所定の「おそれ」の判断枠組み

ア 情報公開法5条2号イ所定の「おそれ」の有無という将来の予測に係る事由の判断については、問題の情報を公にすることにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益に、いかなる影響がどの程度及ぶかを予測する必要があるところ、当該予測については、当該情報等に関連する法人等とのやりとり等の全内容を把握しないままでは、的確に上記予測をすることは不可能である。

そうすると、情報公開法5条2号イ所定の「おそれがある」という要件については、行政機関の長に要件裁量を付与したとまではいえないとしても、開示実施の任に当たる行政機関の長に一定の幅のある判断をさせることを許容しているといえる。

イ 最高裁判所平成6年1月27日第一小法廷判決は、大阪府知事の交際費に係る公文書の不開示処分取消請求について、当該公文書が「府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことには著しい影響を及ぼすおそれのあるもの」（条例8条4号）、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、

試験、入札、交渉、涉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」（同条5号）又は「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るものうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」（条例9条1号）に該当し得ることを肯定した。

この点、上記判決に関しては、条例8条4号、5号の「著しい支障を及ぼすおそれ」の判断については、行政機関の要件裁量が一定限度認められるべきであり、裁判所においては、当該判断の適否については、裁判所が独自に実施機関と同じ立場に立って判断をやり直すのではなく、「おそれ」があるとした行政機関の判断を前提として、その判断が合理的なものといえるかどうかを審理判断することで足りるというべきである、条例9条1号の「特定の個人が識別され得るものうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」の該当性の判断についても、当該条例の実施機関である行政庁に一定限度の裁量（要件裁量）が認められるべきであろうとの調査官解説がされているところである（千葉勝美・最高裁判所判例解説民事篇平成6年度71、72及び80ページ）。

このような理解からすれば、情報公開法5条2号イ所定の不開示事由の判断の性格について、上記アで述べたように解することは、情報公開条例に関する上記最高裁判例のよって立つところとも整合するというべきである。

ウ 以上のように考えると、情報公開法5条2号イ所定の不開示事由における将来の予測を内容とする要件である「おそれ」の要件該当性については、

少なくとも、行政機関の長に一定の幅のある判断が許容されていると解し得るものであり、そのような幅を逸脱する判断がされた場合に限り、当該「おそれ」の要件該当性が否定され、当該不開示処分が違法性を帯びるとの判断手法を採用するのが相当というべきである。

第4 本件新決定は適法であること

1 本件新決定後の予想される争点

本件訴訟において、不開示情報該当性が争点となるのは、本件不開示文書から本件新決定によって開示された部分を除いた部分（以下「本件新不開示文書」という。）となる。以下では、本件新不開示文書の不開示事由該当性について述べ、本件新決定が適法であることを主張する。

2 本件新不開示文書に含まれる資料や記録等の類型について

本件新不開示文書に含まれる資料や記録等を類型化すると、その内容から以下の四つに分類することができる。

(1) 口述を含む本件事故の関係者からの聴取事項に関する資料（以下「類型①の資料」という。）

類型①の資料には、文書の標目（乙8の2）の4ページ目の1番、4ないし27番、29番、30番、32ないし34番、5ページ目の38番、52番、6ページ目の14番が該当する。

(2) 事故に関する事実情報に関する資料（以下「類型②の資料」という。）

類型②の資料には、文書の標目（乙8の2）の1ページ目の7ないし35番、2ページ目の36ないし70番、3ページ目の71ないし102番、4ページ目の2番、28番、31番、35番、5ページ目の36番、37番、39ないし43番、50番、51番、53ないし55番、6ページ目の1ないし10番、12番、13番、15ないし17番、7ページ目の1番、2番及び5番が該当する。

(3) 試験研究及び解析に関する資料（以下「類型③の資料」という。）

類型③の資料には、文書の標目（乙8の2）の1ページ目の1ないし6番、4ページ目の3番、5ページ目の45ないし47番、49番、7ページ目の11番が該当する。

(4) 海事部会審議に関する資料（以下「類型④の資料」という。）

類型④の資料には、文書の標目（乙8の2）の7ページ目の3番、4番、6番、8ないし10番が該当する。

(5) なお、文書の標目（乙8の2）の6ページ目の11番、7ページ目の7番及び12番は、原告が本件開示請求で特定した「平成20年（2008年）6月23日に発生した漁船第五十八寿和丸沈没事故に関して、運輸安全委員会が報告書作成のために収集・利用した調査資料」（甲7）ではないため、本件各対象文書ではない。また、文書の標目（乙8の2）の5ページ目44番及び48番は、既に開示した文書である。

本件対象文書①は、類型①ないし④の資料そのものであり、本件対象文書②は、類型①ないし④の資料の標目の一覧表（乙8の2）である。

以下、上記の類型ごとに、本件新不開示文書に情報公開法5条各号が定める不開示事由が存在することについて主張する。

3 類型①の資料について

(1) 本件対象文書①のうち類型①の資料に記載されている事項

本件対象文書①には、類型①の資料として、本件事故の調査において関係者に対して行った口述聴取の記録、関係者に対し個別の事項についてした照会に対する関係者の回答に関する資料等が含まれている。

具体的には、口述聴取を受けた者や照会への回答をした者の氏名、住所、電話番号、所属、役職、職業、経歴等の特定の個人を識別することができる情報、口述聴取を受けた者や照会への回答をした者が体験した事実についての記憶に基づく口述・回答に係る情報などが含まれている。

(2) 情報公開法5条5号に該当すること

ア 本件対象文書①は、本件事故の調査報告書の作成に係る原資料の一部であり、その記載内容は、運輸安全委員会（海事部会）及び事務局において本件事故及びその被害の原因について検討又は協議する過程において、収集・使用された情報である。

したがって、本件新不開示文書に記載された情報は、運輸安全委員会（海事部会）及び事務局の内部における「検討又は協議に関する情報」に該当する。

イ(ア) 上記アのとおり、本件対象文書①のうち、類型①の資料は、関係者に對し任意で実施した口述聴取の記録等であるところ、本件事故の調査は既に終了しているが、これらが公開されると、運輸安全委員会の聴取・照会による調査の手法、聴取対象者の選定方針、調査上知り得た情報及び調査の方向性などが明らかになり、将来の事故等調査における聴取・照会対象者や調査事項、調査の方向性等が推測され得る。そうすると、外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、運輸安全委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) また、類型①の資料は、調査時点で本件事故の調査に必要と判断された事項について聴取・照会をしたものであることから、未成熟な情報ないし事実確認が不十分な状況で収集した情報である。

そうすると、類型①の資料に記載された情報は、それのみでは、本件事故に関する情報として、未成熟な情報ないし事実関係の確認が不十分な情報であり、他の調査資料とその内容を突き合わせた上、検討及び協議の過程を経て、調査報告書が作成されることによって、初めて成熟した情報ないし事実関係の確認が十分な情報となると考えられる。未成熟な情報ないし事実関係の確認が不十分なままの情報を公にすれば、既に

本件事故の調査が終了しているとしても、未成熟な情報ないし事実関係が不十分なままの情報だけが拡散することも考えられ、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせることが十分に考えられる。

(イ) さらに、本件対象文書①のうち類型①の資料に記載された情報には、上記アのとおり、氏名などの特定の個人を識別することができる情報や、聴取・照会等による調査結果が含まれており、これを公にした場合、調査に協力した者のプライバシーが侵害されたり、責任追及や嫌がらせを受けるなどして、平穏な生活を送ることが困難になったりするなどの不利益を受けることが十分に考えられ、事実と異なる誤解により口述者が不当な批判にさらされる可能性もある。

ウ 以上によれば、本件対象文書①のうち類型①の資料を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあることは明らかであり、情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること

ア 被告準備書面(1)（7ページ）で述べたとおり、運輸安全委員会は、「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うことともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める任务と」しており（設置法4条）、その任務を達成するため、設置法5条各号に掲げる事務をつかさどることとされている。

事故等調査は、設置法5条1号ないし6号に該当する事務であり、運輸安全委員会が事故等調査の過程で入手する情報及び運輸安全委員会の審議に関する情報は、すべて情報公開法5条6号の国の機関が行う事務に関する

る情報に該当する。

本件事故の調査は、設置法5条5号及び6号に掲げる事務に該当するため、本件新不開示文書は、本件事故の調査の過程で運輸安全委員会が関係者から入手した情報であり、情報公開法5条6号の国の機関が行う事務に関する情報に該当する。

イ(ア) 被告準備書面(1)(10及び11ページ)で述べたとおり、運輸安全委員会が行う事故等調査は、事故等及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的としている(設置法1条)。そして、このような目的を達成し、運輸安全委員会が適確な原因究明を行うためには、多種多様な情報を十分に収集し、それらを踏まえ、可能な限り確実な事実認定及び分析を行うことが必要である。運輸安全委員会が多種多様な情報を十分に収集するためには、関係者の協力及び信頼を得た上で、関係者から、自己の利益又は不利益にかかわらず、偽ることなく、ありのままの事実を十分に口述・回答してもらうことが不可欠であるといえる。

(イ) しかし、本件対象文書①のうち類型①の資料が開示された場合、調査方針、口述聴取や照会の手法、調査に協力した者及び口述聴取や照会への回答の内容が公になることで、調査そのものについて外部から不当な影響等を与えられる可能性があり、事故等調査の目的が達成されないことが考えられる。すなわち、事故等調査の目的は上記(ア)のとおりであり(設置法1条)、事故等の責任追求を目的とするものではないこと(調査通則1)を前提とした上で、運輸安全委員会が、関係者と信頼関係を築き、聴取・照会を行っているにもかかわらず、上記情報が第三者に開示されるのであれば、上記情報が責任追及のために使用されるおそれは否定できない。そのような事態は、責任追及を目的としない運輸安全委員会にとって予定しておらず、かつ、責任追及がされることを前

提に調査に協力した者にとっても予定しないものであることは明らかである。そして、口述聴取や照会によって収集された情報が開示されれば、本件事故の関係者の運輸安全委員会に対する信頼関係が破壊されるにとどまらず、今後の事故等調査において、関係者の口述情報が事故等調査報告書の作成以外の目的に利用されることをおそれて、関係者との信頼関係を築くことができず、調査の協力が得られず、事実を明らかにしないことなどが予想される。その結果、運輸安全委員会は、事実関係を正確に把握し、事故等の原因究明を行うことが困難となり、設置法1条の目的を達成できなくなるおそれが十分にある。

ウ 以上によれば、本件対象文書①の類型①の資料に記載された情報を公開することにより、設置法5条5号及び6号に掲げる事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、本件対象文書①の類型①の資料に記載された情報は、情報公開法5条6号柱書の不開示情報に該当する。

(4) 情報公開法5条1号に該当すること

上記(1)のとおり、本件対象文書①のうち類型①の資料は、口述聴取を受けた者や照会への回答をした者の氏名、住所、電話番号、所属、職業、経歴、口述者が体験した事実についての記憶に基づく口述・回答情報が含まれている。

氏名、住所、電話番号、所属、職業、経歴に関する情報は、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別できるもの」（情報公開法5条1号）であることは明らかである。

また、上記第3の1(1)イのとおり、「個人に関する情報」は、個人に関する情報全般をいうのであるから、口述聴取を受けた者や照会への回答をした者が体験した事実についての記憶に基づく口述・回答についても、「個人に関する情報」に該当することは明らかである。原告は、取材活動及び報道

を行う合同会社であり、本件事故についても独自に取材活動を行って、取材の結果を公表している（乙14・原告のホームページ）。そうすると、口述・回答に係る情報と、原告が本件事故の取材活動を通じて得た情報と照合することで、本件事故の調査に協力した関係者を推認することが可能となるといえ、「特定の個人を識別することができるもの」にも該当する。

したがって、本件対象文書①のうち類型①の資料は、情報公開法5条1号本文に該当し、また、この部分が同号ただし書イないしハに該当すると認めるべき特段の事情は存在しない。

4 類型②の資料について

(1) 本件対象文書①のうち類型②の資料に記載されている事項

本件対象文書①には、類型②の資料として、本件事故の調査において、関係者から収集した、事故の経過、事故により発生した被害の状況に係る資料、船舶及び乗組員に係る資料、気象及び海象に係る資料、捜索及び救助に係る資料等が含まれている。

具体的には、関係者の氏名（関係者が法人である場合には法人名及び本件事故の調査に係る担当者氏名）、住所、電話番号、生年月日、所属、役職、乗組員の船舶の運航に係る資格情報、乗組員の身分証明に係る情報、乗組員の生死情報、漁船第五十八寿和丸及び僚船等の権利・構造・整備・搭載物・航海に係る情報、漁船第五十八寿和丸及び僚船を所有していた法人が他に所有していた船舶の権利・構造・整備・搭載物に係る情報、漁船第五十八寿和丸及び僚船を所有していた法人の法人名及び事業・労務に係る情報、本件事故当時の事故発生海域周辺の気象・海象を調査するための照会及びその回答に係る情報、沈没した漁船第五十八寿和丸の捜索及び乗組員救助の方法・結果・協力者に係る情報等が含まれている。

(2) 情報公開法5条5号に該当すること

ア 上記3(2)アのとおり、本件新不開示文書に記載された情報は、運輸安

全委員会（海事部会）及び事務局の内部における「検討又は協議に関する情報」に該当し、本件対象文書①のうち類型②の資料もこれに含まれる。

イ(ア) 上記(1)のとおり、本件対象文書①のうち類型②の資料には、事故の経過、事故により発生した被害の状況に係る資料、船舶及び乗組員に係る資料、気象及び海象に係る資料、捜索及び救助に係る資料等があるところ、本件事故の調査は既に終了しているが、これらが公開されると、運輸安全委員会の調査の方向性、調査手法、調査範囲、調査上知り得た情報等が明らかになり、将来の事故等調査において聴取・照会対象者や調査事項が推測されうる。そうすると、外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、運輸安全委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある。

(イ) また、本件対象文書①のうち類型②の資料は、調査時点で本件事故の調査に必要と判断された資料を収集したものであることから、未成熟な情報ないし事実確認が不十分な状況で収集した情報である。

そうすると、本件対象文書①のうち類型②の資料に記載された情報は、それのみでは、本件事故に関する情報として、未成熟な情報ないし事実関係の確認が不十分な情報であり、他の調査資料とその内容を突き合わせた上、検討及び協議の過程を経て、調査報告書が作成されるなどすることによって、初めて成熟した情報ないし事実関係の確認が十分な情報となると考えられる。未成熟な情報ないし事実関係の確認が不十分なままの情報を公にすれば、既に本件事故の調査が終了しているとしても、未成熟な情報ないし事実関係が不十分なままの情報だけが拡散することも考えられ、国民の誤解や憶測を招き、不适当に国民の間に混乱を生じさせることが十分に考えられる。

(ウ) さらに、本件対象文書①のうち類型②の資料に記載された情報には、上記(1)のとおり、企業又は個人の秘密に属する事項あるいはそれに関

わる事項が多く含まれている。設置法において、事故等調査は責任追及のためになされるものではないこと（調査通則1），何人も事故等調査に応じる行為をしたことを理由として，解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（設置法30条）が定められているが，本件対象文書①のうち類型②の資料に記載された情報を公にした場合，関係者のプライバシーが侵害されたり，調査に協力した関係者が責任追及や嫌がらせを受けたり，調査に協力した法人の競争上の地位が脅かされたりするなどの不利益を受けることが十分に考えられる。また，事実と異なる誤解により関係者が不当に批判にさらされる可能性もある。

ウ 以上によれば，本件対象文書①のうち類型②の資料を公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあることは明らかであり，情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること

ア 上記3(3)アで述べたとおり，本件新不開示文書は，本件事故の調査の過程で運輸安全委員会が関係者から入手した情報に係るものであって，情報公開法5条6号の国の機関が行う事務に関する情報に該当する。

イ (ア) 被告準備書面(1)（10及び11ページ）で述べたとおり，運輸安全委員会が行う事故等調査は，事故等及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し，事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的としている（設置法1条）。そして，このような目的を達成し，運輸安全委員会が適確な原因究明を行うためには，多種多様な情報を十分に収集し，それらを踏まえ，可能な限り確実な事実認定及び分析を行うことが必要である。運輸安全委員会が多種多様な情報を十分に収集するためには，関係者の協力及び信頼を得た上で，関係者から，自己の利益又は不利益に

かかわらず、偽ることなく、本件事故に関する情報を提供してもらうことが必要である。

(1) しかし、本件対象文書①のうち類型②の資料が開示された場合、本件事故の調査方針、調査手法、調査対象者、調査協力者が公になることで、調査対象者、調査協力者や調査そのものについて外部から不当な影響等を与える可能性があり、事故等調査の目的が達成されないことが考えられる。すなわち、事故等調査の目的は設置法1条のとおりであり、事故等の責任追求を目的とするものではないこと（調査通則1）を前提とした上で、運輸安全委員会は、関係者と信頼関係を築き、情報収集を行っているにもかかわらず、関係者が提供した本件事故に係る情報が第三者に開示されるのであれば、上記情報が責任追及のために使用されるおそれは否定できない。そのような事態は、責任追及を目的としない運輸安全委員会にとって予定しない事態であり、かつ、責任追及がされないことを前提に調査に協力した関係者にとっても予定しない事態であることは明らかである。

被告準備書面(1)（11及び12ページ）でも述べたとおり、このような事情から、事故等調査の過程において収集した資料それ自体は、公開されないことが前提であり、調査報告書において、収集した資料を引用したり、収集した資料に基づく分析結果を記載したりする場合も、収集した資料ないしそれに記載された情報を公開することによる上記の弊害等を考慮し、事故等及び被害の原因を明らかにするための分析に必要なもの、調査報告書に記載する論拠の適確性を補足するものといった必要な事項に限定して記載することとしている。

そして、本件事故の調査によって収集された情報が開示されれば、本件事故の関係者の運輸安全委員会に対する信頼関係が破壊されるにとどまらず、今後の事故等調査において、運輸安全委員会が作成する事故等

調査報告書の作成以外の目的に利用されることをおそれて、関係者との信頼関係を築くことができず、調査への協力が得られず、当該事故等の情報提供を行わないことなどが予想される。その結果、事実関係を正確に把握し、事故等の原因究明を行うことが困難となり、設置法1条の目的を達成できなくなるおそれが十分にある。

ウ 以上によれば、本件対象文書①の類型②の資料に記載された情報を公開することにより、設置法5条5号及び6号に掲げる事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、本件対象文書①の類型②の資料に記載された情報は、情報公開法5条6号柱書の不開示情報に該当する。

(4) 情報公開法5条1号に該当すること

上記(1)のとおり、本件対象文書①のうち類型②の資料には、乗組員及び関係者の氏名（関係者が法人である場合には、本件事故の調査に係る担当者氏名）、住所、電話番号、生年月日、所属、役職、乗組員の船舶の運航に係る資格情報、乗組員の身分証明に係る情報、乗組員の生死情報が含まれている。これらの情報は、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別できるもの」（情報公開法5条1号）であることは明らかである。

したがって、本件対象文書①のうち類型②の資料は、情報公開法5条1号本文に該当し、また、この部分が同号ただし書イないしハに該当すると認めるべき特段の事情は存在しない。

(5) 情報公開法5条2号イに該当すること

ア 上記(1)のとおり、本件対象文書①のうち類型②の資料には、漁船第五十八寿和丸及び僚船等の権利・構造・整備・搭載物・航海に係る情報、漁船第五十八寿和丸及び僚船を所有していた法人が他に所有していた船舶の権利・構造・整備・搭載物に係る情報、漁船第五十八寿和丸及び僚船を所有していた法人の法人名及び事業・労務に係る情報が含まれている。そし

て、これらの情報は、法人に関する情報に該当する（情報公開法5条2号柱書）。

イ 当該法人が所有する船舶の種類、隻数、搭載物、航海に関する情報から、当該法人の事業規模、漁を行う海域、漁で捕獲する魚種、漁獲量等を推測することができ、これらの情報が公開されれば、当該法人のノウハウが流出し、当該法人が市場において競争上不利な地位に立たされることになる。

また、労務に係る情報は、当該法人に所属する従業員や当該法人に就職を検討している者にとって関心のある情報であるが、本件事故で沈没した漁船第五十八寿和丸を所有していた法人の労務に係る情報は、人材確保の面において、同業他社との関係で不利な立場に立たされることになりかねない。

ウ 以上によれば、本件対象文書①の類型②の資料に記載された情報のうち、上記アの情報を公開することにより、漁船第五十八寿和丸を所有していた法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかであり、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当する。

5 類型③の資料について

(1) 本件対象文書①のうち類型③の資料に記載されている事項

本件対象文書①には、類型③の資料として、本件事故の調査において、事故の原因及び被害の原因を科学的に分析するため、運輸安全委員会が収集した文献、試験研究を行うために使用した資料、試験研究に関する資料（設置法19条に基づいて委託したものを含む。）が含まれている。

設置法19条は「委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人（中略）、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。」と定める。運輸安全委員会は、科学的かつ多角的見地からの分析を行うために、事故等調査の一環として試験

研究を実施しているところ、運輸安全委員会が試験研究を実施できない場合に、外部機関に委託される場合がある。

試験研究を行うために使用した資料は、試験研究の方針を決定するために使用した資料である。

また、試験研究に関する資料には、設置法19条に基づいて委託した委託先の団体名、試験研究を担当した者の氏名が含まれている。そして、試験研究は、その時点までに収集した当該事故に関する資料を手がかりとして実施されており、本件事故の試験研究も、類型①及び②の資料を手がかりに実施されている。そのため、本件事故の試験研究に関する資料の中には、類型②の資料に記載されている情報も含まれている。

(2) 情報公開法5条5号に該当すること

ア 上記3(2)アのとおり、本件新不開示文書に記載された情報は、運輸安全委員会（海事部会）及び事務局の内部における「検討又は協議に関する情報」に該当し、本件対象文書①のうち類型③の資料もこれに含まれる。

イ(ア) 上記(1)のとおり、本件対象文書①のうち類型③の資料には、調査の過程において運輸安全委員会が必要と判断した文献、試験研究の方針を決めるために使用された資料、試験研究の方法及び結果、試験研究の前提となっている類型②の資料に係る情報が含まれているところ、本件事故の調査は既に終了しているが、これらが公開されると、運輸安全委員会の調査の方向性、調査手法、調査範囲、調査上知り得た情報等が明らかになり、将来の事故等調査における調査の方向性、調査手法、調査範囲が推測されうる。そうすると、外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、運輸安全委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある。

(イ) また、本件対象文書①のうち類型③の資料は、本件事故の調査の過程で収集及び作成されたものであり、未成熟な情報ないし事実関係の確認

が不十分な情報を含む。

本件対象文書①のうち類型③の資料は、調査時に収集した文献や試験調査を行うために使用した資料が含まれているところ、これらの資料自体は、成熟した情報であるが、本件事故の調査当時において必要であると判断されたために収集されたものであって、本件事故の原因を裏付ける資料とは限らない。しかし、既に本件事故の調査が終了しているとしても、このような資料が本件事故の原因を裏付ける資料であるという誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせることが十分に考えられる。

そうすると、本件対象文書①のうち類型③の資料に記載された情報は、それのみでは、本件事故に関する情報として、未成熟な情報ないし事実関係の確認が不十分な情報であり、他の調査資料とその内容を突き合わせた上、検討及び協議の過程を経て、調査報告書が作成されることによって、初めて成熟した情報ないし事実関係の確認が十分な情報となると考えられる。未成熟な情報ないし事実関係の確認が不十分なままの情報を公にすれば、既に本件事故の調査が終了しているとしても、未成熟な情報ないし事実関係が不十分なままの情報だけが拡散することも考えられ、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせることが十分に考えられる。

(ウ) さらに、試験研究に関する資料に記載された情報には、上記(1)のとおり、試験研究の委託先の団体名・試験研究を担当した者の氏名が含まれている。設置法において、事故等調査は責任追及のためになされるものではないこと（調査通則1）、何人も事故等調査に応じる行為をしたことの理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（設置法30条）が定められているが、本件対象文書①のうち類型③の資料に記載された情報を公にした場合、試験研究の委託先の団体や試験研究を担

当した者が批判にさらされたり、嫌がらせを受けたりするなどの不利益を受けることが十分に考えられる。

ウ 以上によれば、本件対象文書①のうち類型③の資料を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあることは明らかであり、情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること

ア 上記3(3)アで述べたとおり、本件新不開示文書は、本件事故の調査の過程で運輸安全委員会が関係者から入手した情報に係るものであって、情報公開法5条6号の国の機関が行う事務に関する情報に該当する。

イ(ア) 被告準備書面(1)(10及び11ページ)で述べたとおり、運輸安全委員会が行う事故等調査は、事故等及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的としている(設置法1条)。そして、このような目的を達成するためには、まず、運輸安全委員会において、多種多様な情報を十分に収集し、それらを踏まえ、可能な限り確実な事実認定及び分析を行うことが必要であり、そのためには、科学的かつ多角的見地からの分析も必要となる。試験研究を外部機関に委託する方法によって調査を行う場合には、不当な干渉を受けることなく、関係者から得られた情報を基に、適切に試験研究を行えるようにすることが必要であるといえる。

(イ) しかし、本件対象文書①のうち類型③の資料が開示された場合、本件事故の試験研究による調査の手法、試験研究の委託先が公になることで、試験研究の委託先に外部から不当な影響等を与えられる可能性があり、事故等調査の目的が達成されないことが考えられる。すなわち、事故等調査の目的は設置法1条のとおりであり、事故等の責任追求を目的とす

るものではないこと（調査通則1）を前提とした上で、運輸安全委員会は、試験研究の委託先を含む関係者と信頼関係を築き、情報収集を行っているにもかかわらず、試験研究の方法及び結果が公開されてしまうと、試験研究の委託先が、批判にさらされたり、嫌がらせを受けたりするなどの不利益を受ける可能性があり、本件事故の試験研究の委託先の運輸安全委員会に対する信頼関係が破壊されるにとどまらず、今後の事故等調査において、上記不利益をおそれて、試験研究の委託を断られることが予想される。また、調査時に収集した文献、試験調査を行うために使用した資料、試験研究に関する資料は、調査の方向性、調査手法、調査範囲を推測させるものであり、将来の事故等調査における調査の方向性等を推測させうる。そうすると、運輸安全委員会に対する外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けるおそれを生じさせる。その結果、事実関係を正確に把握し、事故の原因究明を行うことが困難となり、設置法1条の目的を達成できなくなるおそれが十分にある。

ウ 以上によれば、本件対象文書①のうち類型③の資料に記載された情報を公開することにより、設置法5条5号及び6号に掲げる事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、本件対象文書①の類型③の資料に記載された情報のうち試験研究に関する部分は、情報公開法5条6号柱書の不開示情報に該当する。

6 類型④の資料について

（1）本件対象文書①のうち類型④の資料に記載されている事項

本件対象文書①には、類型④の資料として、海事部会で審議された本件事故調査報告書案、本件事故調査報告書案に対する原因関係者の意見書、原因関係者の意見書を踏まえた海事部会の議論状況等が含まれている。

運輸安全委員会における事故等調査の審議は、専門的知見を有する複数の委員が、自由闊達な議論を繰り返すことによって行われる。本件事故の調査

報告書案も、調査官による調査及び海事部会での審議の過程で作成されたものである。そして、被告準備書面(1)（9及び10ページ）のとおり、運輸安全委員会（海事部会）は、事務局から付議された報告書案につき審議をした上、設置法24条1項に基づき、その時点の調査報告書案を前提に、原因関係者に対する意見聴取を実施する。そして、運輸安全委員会（海事部会）は、意見聴取の結果を踏まえ、調査報告書案の再度審議を行う。

(2) 情報公開法5条5号に該当すること

ア 上記3(2)アのとおり、本件新不開示文書に記載された情報は、運輸安全委員会（海事部会）及び事務局の内部における「検討又は協議に関する情報」に該当し、本件対象文書①のうち類型④の資料もこれに含まれる。

イ (ア) 上記(1)のとおり、本件対象文書①のうち類型④の資料は、海事部会で審議された本件事故の調査報告書案、本件事故の調査報告書案に対する原因関係者の意見書、原因関係者の意見を踏まえた海事部会の審理状況等が含まれているところ、これらが公開されると、運輸安全委員会の議論状況や原因関係者の氏名又は団体名、原因関係者の本件事故の調査報告書案に対する意見内容が明らかになる。本件事故の調査は既に終了しているが、上記情報が明らかになれば、運輸安全委員会や原因関係者に対して外部からの批判が出る可能性を否定できず、今後の事故等調査において、運輸安全委員会や原因関係者が外部からの批判をおそれて率直な意見の交換ができなくなり、運輸安全委員会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) また、本件対象文書①のうち類型④の資料は、本件事故の調査報告書作成のための審議過程で作成されたものであり、未成熟な情報ないし事実関係の確認が不十分な情報である。

そうすると、本件対象文書①のうち類型④の資料に記載された情報は、それのみでは、本件事故に関する情報として、未成熟な情報ないし事実

関係の確認が不十分な情報であり、海事部会の審議を経て、最終的な調査報告書が作成されることによって、初めて成熟した情報ないし事実関係の確認が十分な情報となると考えられる。未成熟な情報ないし事実関係の確認が不十分なままの情報を公にすれば、既に本件事故の調査が終了しているとしても、未成熟な情報ないし事実関係が不十分なままの情報だけが拡散することも考えられ、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせることが十分に考えられる。

(ウ) さらに、本件対象文書①のうち類型④の資料に記載された情報には、原因関係者の氏名又は団体名、本件事故の調査報告書案に対する原因関係者の意見が含まれている。設置法において、事故等調査は責任追及のためになされるものではないこと（調査通則1），何人も事故等調査に応じる行為をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（設置法30条）が定められているが、本件対象文書①のうち類型④の資料に記載された情報を公にした場合、原因関係者のプライバシーが侵害されたり、原因関係者が批判にさらされたり、責任追及や嫌がらせを受けたりするなどの不利益を受けることが十分に考えられる。

ウ 以上によれば、本件対象文書①のうち類型④の資料を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあることは明らかであり、情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること

ア 上記3(3)アで述べたとおり、本件新不開示文書は、運輸安全委員会の審議に関する情報及び本件事故の審議の過程で運輸安全委員会が関係者から入手した情報に係るものであって、情報公開法5条6号の国の機関が行う事務に関する情報に該当する。

イ(ア) 被告準備書面(1)第3の1(1)(7及び8ページ)で述べたとおり、運輸安全委員会が行う事故等調査は、事故等及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的としている(設置法1条)。そして、このような目的を達成するためには、運輸安全委員会において、多種多様な情報を十分に収集し、それらを踏まえ、自由闊達な議論を繰り返すことで、可能な限り確実な事実認定及び分析を行うことが必要である。可能な限り確実な事実認定及び分析を行うには、不当な干渉を受けることなく、運輸安全委員会や原因関係者が率直な意見交換を行えるようにすることが必要であるといえる。

(イ) しかし、本件対象文書①のうち類型④の資料が開示された場合、海事部会での議論状況、原因関係者の氏名又は団体名、原因関係者の調査報告書案への意見内容等が明らかになる。本件事故の調査は既に終了しているが、上記情報が明らかになれば、運輸安全委員会や原因関係者に対して外部からの批判が出る可能性を否定できず、事故等調査の目的が達成されないことが考えられる。すなわち、運輸安全委員会での審議は、専門的な知見を有する委員が、自由闊達な議論を繰り返すことで、可能な限り確実な事実認定及び事故等及び被害の原因分析を目指すものであるところ、運輸安全委員会の審議に批判が出れば、今後の事故等調査における審議で率直な意見交換を行えず、運輸安全委員会の意思決定の中立性が確保できなくなるおそれがある。また、事故等調査の目的は設置法1条のとおりであり、事故等の責任追求を目的とするものではないところ(調査通則1)、原因関係者の調査報告書案への意見が公開されてしまうと、原因関係者が、批判にさらされたり、責任追及をされたり、嫌がらせを受けたりするなどの不利益を受ける可能性があり、今後の事故等調査において、上記不利益をおそれて、原因関係者からの率直な意見を聴取できなくなることが予想される。その結果、事実関係を正確に

把握し、事故等の原因究明を行うことが困難となり、設置法1条の目的を達成できなくなるおそれがある十分にある。

ウ 以上によれば、本件対象文書①の類型④の資料を公開することにより、設置法5条5号及び6号に掲げる事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、本件対象文書①の類型④の資料に記載された情報は、情報公開法5条6号柱書の不開示情報に該当する。

7 小括

以上のとおり、本件対象文書①に係る本件新不開示文書を類型別にみても、各資料に記載された情報が、情報公開法5条各号の不開示事由に該当することは明らかである。

本件対象文書②に係る本件新不開示文書に記載された情報の不開示情報該当性については、追って主張する。

以上